

## NPO 法人市民福祉団体全国協議会 FAX 通信 2009 年 7 月 30 日緊急号

要介護認定基準 厚労省「軽度に判定」の批判を受け、大幅見直し ( 7 月 28 日 )  
「訪問介護員等の散歩の同行」 算定対象に!!

# 要介護認定基準 厚労省「軽度に判定」の批判を受け、大幅見直し ( 7 月 28 日 )

「第 3 回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が 7 月 28 日に開かれ、旧基準に比べ軽度に判定されると批判されていた内容の 43 項目が見直され 10 月 1 日申請分から新基準が適用されることになりました。

第 3 回要介護認定の見直しに係る検証・検討会で配布された資料は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/za/0728/d05/d05.html> からご覧になれます。

この検証・検討会には「介護保険を持続・発展させる 1000 万人の輪」の樋口恵子代表 ( 高齢社会をよくする女性の会理事長 ) と高見国生代表 ( 認知症の人と家族の会代表 ) が委員として参加されています。

以下の記事は 7 月 30 日付けの「介護 1000 万人の輪」メールマガジンから引用させていただきました。

7 月 28 日に行われた「第 3 回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」に関連した記事を集めてみました。

本件については、当「介護 1000 万人の輪」が 3 月 12 日に厚生労働大臣宛に要望書 ( <http://www.1000man-wa.net/diarypro/data/upfile/8-1.pdf> ) で凍結を求めたことに端を発し、以後「経過措置」が設けられ、また検証・検討会で対策が検討されておりました。報道内容をご覧いただければ当面する問題は回避され、私たちの運動の成果があったといえるでしょう。

この検証・検討会委員の樋口恵子代表と高見国生代表から、以下のような所感をいただきました。

### 樋口恵子代表より

今回の厚生労働省の「要介護認定テキスト」の改正は、予想を超えるものでした。私は、場合によっては「少数意見」を覚悟して発言するつもりでしたが、ここまで来たのは、ひとえに 3 月 12 日要望書を提出した「1000 万人の輪」はじめ、世論の良識の成果であり、その背景には、明らかに政治状況の変化があります。

介護保険をはじめ、社会保障を国民の生活を守る基盤にするために、これからもご一緒に活動してまいりましょう。

樋口恵子

## 高見国生代表より

「1000 万人の輪」と「家族の会」が力を合わせて要望し、意見を述べてきた 4 月からの要介護認定の「非常識」「軽度化指向」「認知症への無理解」などへの変更が、大幅に修正されることになりました。事実上、厚生労働省が間違いを認め、撤回したに等しいと、私は思っています。私たちの主張に道理があった証拠でもある でしょう。

「検討会」委員となった樋口恵子代表と私は積極的に発言し頑張りましたが、このような結果を生むことができたのは二人の頑張りだけではありません。今回の変更には、利用者・家族だけでなく、調査員やケアマネ、介護職など現場で働く人々、認定審査会委員、医療や自治体関係者からも批判や怒りの声が上がっていました。このような国民の声が背景にあったればこそ、大幅修正が実現したのだと思います。

それにしても、初めて国の「検討会」なるものの委員になりましたが、その場はあまりにも、現場で苦勞して利用者・家族を支えて頑張っている人々の空気とは異なることが、不思議でもあり面白かったです。

高見国生

今後、私たち「介護 1000 万人の輪」は制度研究プロジェクトなどを通じて要介護認定の要否や要介護度の段階数についても提言していくことになるでしょう。

( 以上 引用 )

このメールマガジンは <http://www.1000man-wa.net/mailmag/diary.cgi> からリンクしてご覧いただけます。メルマガには今回の引用部分のほか、関連報道内容を紹介するリンクが設けられています。

「介護 1000 万人の輪」は不定期ですが最低 月 2 回メルマガを発行しています。その内容はネットワーク組織の活動方針、報告、プロジェクト企画の告知や参加呼びかけなどや、介護に関連した報道の紹介や、イベントの紹介など多岐にわたっています。介護保険制度のあるべき姿を研究・提案する個人や団体として「介護 1000 万人の輪」にご登録ください。

## 「訪問介護員等の散歩の同行」 算定対象に!!

介護保険最新情報 Vol.104 ( 7 月 24 日 ) が発出され、保険者に対して一律機械的に保険給付支給の可否を判断するべきでないとしつつ、以下引用のように通知しています。

( 市民協ホームページ 7 月 29 日の更新記事からリンクしてご覧になれます。 )

例えば、「訪問介護員等の散歩の同行」は、自立支援、日常生活動作向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、利用者の自立支援に資する ( 例えば、ケアプランにおける長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である ) ものとしてケアプランに位置づけられるような場合については、老計 10 号別紙「1 身体介護」の「1 - 6 自立生活支援のための見守りの援助 ( 自立支援、A D L 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等 )」に該当するものと考えられることから、保険者が個々の利用者の状況等に応じ必要と認める場合において、訪問介護費の支給対象となりうるものであること。

思いやり支援センターくまの      グリーンコープ      たすけあい佐賀      全労済